



狛江市男女共同参画推進計画

～誰もがともに認め合い、個人として尊重され、
自分らしい生き方ができるまちを目指して～

令和3年度推進状況報告書

令和4（2022）年10月

狛江市



目 次

1. 狛江市男女共同参画推進計画について.....	1
2. 取組み一覧.....	3
3. 令和3年度狛江市男女共同参画推進計画推進状況調査結果.....	10
令和3年度推進状況	
基本目標1 個人として尊重される社会の形成.....	14
基本目標2 子育て・介護を支える環境の充実.....	18
基本目標3 多様なライフスタイルの実現.....	22
基本目標4 地域社会における男女共同参画の推進.....	24
基本目標5 男女共同参画推進に向けた体制の強化.....	25
4. 狛江市男女共同参画状況.....	26
5. 狛江市人権・男女共同参画推進本部の設置及び運営に関する要綱.....	27
6. 狛江市人権・男女共同参画推進庁内委員会の設置及び運営に関する要綱..	29

1. 狛江市男女共同参画推進計画について

○基本理念

～誰もがともに認め合い、個人として尊重され、
自分らしい生き方ができるまちを目指して～

男女共同参画社会は、全ての市民一人ひとりの人権の尊重を基盤としています。誰もが性別に関わりなくお互いを認め合い、自らの意思と責任により、自分らしい生き方ができるまちを目指します。

この基本理念を掲げ、市、市民、事業者とのパートナーシップを大切にし、国、東京都、他の自治体、関係機関と連携して、効果的に計画を推進します。

○基本目標

基本理念を達成するために、次の基本目標を設定し、具体的な施策・事業を進めていきます。なお、中でも特に力を入れるべき目標を重点目標（◎が該当）として設定し、重点的に推進します。

- | | |
|--------|-------------------|
| 基本目標 1 | ◎個人として尊重される社会の形成 |
| 基本目標 2 | ◎子育て・介護を支える環境の充実 |
| 基本目標 3 | ◎多様なライフスタイルの実現 |
| 基本目標 4 | 地域社会における男女共同参画の推進 |
| 基本目標 5 | 男女共同参画実現に向けた体制の強化 |

○計画の体形

施策

基本理念

誰もがともに認め合い、個人として尊重され、自分らしい生き方ができるまちを目指して

基本目標

※◎は重点目標



1 個人として尊重される社会の形成



★ 2 子育て・介護を支える環境の充実



★ 3 多様なライフスタイルの実現



★ 4 地域社会における男女共同参画の推進

5 男女共同参画実現に向けた体制の強化

- (1) 家庭、学校、地域等における男女共同参画意識の醸成
- (2) 人権を尊重する意識の醸成
- ☆(3) 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援
- (4) 法・制度等の周知・普及
- (5) 相談体制の強化
- (6) 生涯を通じた心身の健康支援

- (7) 子育てを支える環境の充実
- (8) 介護を支える環境の充実
- (9) 自立支援・介護予防の促進
- (10) 地域における人材の確保

- (11) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (12) キャリア・ライフデザインの支援
- (13) 男性の家事・育児・介護への参画支援
- (14) 事業者等への情報提供と連携強化

- (15) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
- (16) 地域・市民活動における男女共同参画の推進
- (17) 男女共同参画の視点による災害対策の推進

- (18) 庁内推進体制の充実・強化
- (19) 市民等との連携・協働
- (20) 国や都、他の自治体、関係機関との連携
- (21) 市役所における男女共同参画の実践

・★は、狛江市女性活躍推進計画として位置付ける。
 ・☆は、狛江市配偶者暴力対策基本計画として位置付ける。

2. 取組み一覧

	取組み	概要	担当課
基本目標1 個人として尊重される社会の形成			
(1) 家庭、学校、地域等における男女共同参画意識の醸成			
1	男女共同参画に関するフォーラムや講座等の実施	市民向けフォーラムや講座の実施	政策室 公民館
2	男女共同参画に関する情報提供	冊子・チラシ等の配置や情報誌の発行、広報・ホームページ・パネル展等による情報提供	秘書広報室 政策室
3	男女共同参画関連図書の実施	関連図書の収集や利用促進のための集中展示、図書目録の作成	図書館
4	家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及啓発	子育てガイドブック、シルバーガイドブックや障がい者のしおり等による情報提供	高齢障がい課 子ども政策課
5	進路指導における男女共同参画の推進	固定的な役割分担意識にとらわれない多様な生き方をデザインできるように指導を実施	指導室
6	男女共同参画に関する教職員研修の実施	教職員に対する人権教育研修の実施	指導室
(2) 人権を尊重する意識の醸成			
7	人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例の推進	条例に基づく相談体制の強化、活動への支援、啓発等の実施	政策室
8	多様な性・生き方に関する理解促進	性的指向・性自認など性の多様性を認め、尊重するための意識啓発、情報提供	政策室
9	子どもの権利の周知・啓発	子どもの人権を尊重し、擁護する社会環境を醸成していくための周知・啓発	子ども政策課
10	多様な性・生き方に関する教育の推進	多様な性の尊重など人権教育プログラム等を活用した指導、人権教育推進委員会の開催、人権教育全体計画及び年間指導計画による指導を実施	指導室
11	ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等の防止と対策	ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、さまざまな虐待に対する防止啓発と適切な支援体制づくり	政策室
12	メディア・リテラシー（情報活用能力）の普及	人権尊重の視点に立ち情報を取捨選択する能力の普及	政策室
13	国際交流事業の推進（新規）	誰もが認め合い、暮らしやすいまちの実現に向けた国際交流事業の実施による多文化共生の推進	政策室
(3) 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援			
14	DV防止のための広報・啓発活動	DVの背景、実態を理解するため、さまざまな機会を通じた広報・啓発活動	政策室
15	デートDV防止に関する啓発	デートDVに関して若年層が主体的に考えることができるよう、予防のための啓発を実施	政策室

	取組み	概要	担当課
16	学校における暴力防止教育	学校教育を通じてどんなことがあっても暴力は許さないという指導を実施	指導室
17	被害者の安全確保	一時保護施設、母子生活支援施設との連携	子ども政策課
18	子どもの安全確保とケア	児童虐待防止のため、DVがある家庭の子どもの安全確保	子ども政策課
			子ども発達支援課
19	被害者の自立支援	日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し、関係機関と連携しながら被害者の自立を支援	子ども政策課
20	二次被害の防止	関係機関職員による二次被害の防止対策として、被害者の人権尊重と被害者情報の秘匿への取り組み強化	政策室
21	関係機関との連携強化	早期発見・早期対応に向けて、学校、東京都女性相談センターや、医療機関や警察等との連携強化	子ども政策課
22	DVに関する相談窓口の充実と周知	DV相談事業の充実とDVに関する相談先の周知	政策室
			子ども政策課
23	被害者支援のための庁内連携の強化	相談や関係窓口の部署が適切な対応ができるよう、庁内連携のための組織を通じて連携強化	政策室
			子ども政策課
(4) 法・制度等の周知・普及			
24	男女共同参画のための法・制度の情報提供	国・都からの資料を利用する等、法・制度をわかりやすく情報提供	政策室
25	多様なメディアを活用した情報提供	従来の広報こまめ、ホームページ等に加え、SNS等を駆使した積極的な情報提供	秘書広報室
			政策室
(5) 相談体制の強化			
26	相談窓口の周知と体制強化	女性のためのカウンセリングや婦人相談、人権身の上相談等の周知・充実	秘書広報室
			政策室
			子ども政策課
27	外国語通訳ボランティア派遣	市役所や学校等における手続きや相談、面談等の際に通訳が必要な外国人に対する外国語通訳ボランティアの派遣	政策室
(6) 生涯を通じた心身の健康支援			
28	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念の浸透と情報提供	相談事業や啓発物・冊子等での情報提供、普及啓発	健康推進課
29	性に関わる指導の適正実施	生活指導主任会や保健主任会等で性に関わる指導についての協議を実施、各学校において指導計画に基づき発達段階に応じた指導を実施	指導室
30	健康相談の実施	健康相談の実施と充実	健康推進課
31	保健指導の充実	こんにちは赤ちゃん訪問等、さまざまな方法での保健指導の実施と充実	健康推進課

	取組み	概要	担当課
32	各種検診・健康診査事業の充実	心身の健康を保持するための健診及び指導	健康推進課
33	健康管理資料の作成・配布	健康ガイド等の作成、配布	健康推進課
34	スポーツ・レクリエーション活動の推進	体育施設等で各種スポーツ教室等の実施	社会教育課
基本目標 2 子育て・介護を支える環境の充実			
(7) 子育てを支える環境の充実			
35	子育て相談の実施と関係機関との連携強化	市内施設での相談の実施 子育てひろば、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、児童相談所、保健所等関係機関との連携強化	子ども政策課
			子ども発達支援課
			児童育成課
36	多様なニーズに対応した保育サービスの提供	乳幼児保育、産休明け保育、延長保育等の保育サービスの充実	児童育成課
37	一時預かりの実施	一時保育事業、子どもショートステイ事業の実施	子ども発達支援課
			児童育成課
38	障がい児等への支援の充実	障がい児の保育施設及び学童保育における受入の充実、公立保育園での医療的ケア児の受入の検討	児童育成課
39	放課後等の子どもの居場所づくりの充実	小学生クラブ、学童保育所、放課後クラブ、こどもクラブ、児童館、児童センターの充実、放課後子ども教室事業の充実と運営体制の強化 公民館における子どもの居場所事業の実施	児童育成課
			公民館
40	病児・病後児保育事業の実施	病児保育室等の実施により、病気・病気回復期の保育が困難な場合の一時的な保育の支援	子ども政策課
41	待機児対策の推進	認可保育園、認定子ども園、地域型保育等における保育サービスの向上及びその他補助事業の実施 学童クラブの施設整備	児童育成課
42	子育て支援に関する講座の実施	子育て講座の実施や子育て支援に関するセミナー等の開催	子ども政策課
			公民館
43	子育て支援に関する情報提供	子育てガイドブック・ホームページ等を通じた子育て支援情報の提供、子育てサイトの充実	子ども政策課
44	乳幼児・障がい児保育研修の実施	専門家からの指導助言、研修会実施	児童育成課
45	子育て世代の交流の場の提供・支援	母親・父親が気軽に集まり、子どもと一緒に楽しみ交流したり、世代間交流を深めながら子育て相談等をできる場の提供・支援	子ども政策課
			子ども発達支援課
			児童育成課

	取組み	概要	担当課
(8) 介護を支える環境の充実			
46	高齢者の在宅介護サービスの充実	通所介護、訪問介護、訪問看護、短期入所生活介護、短期入所療養介護等サービスの充実	高齢障がい課
47	地域包括支援センターの機能の充実	総合的に福祉サービス等の相談を受けられるように、関係機関との連絡調整・地域ケア会議の開催	高齢障がい課
48	認知症の早期対応に関する支援	認知症の理解促進、初期相談、早期対応に繋げる仕組みの整備	高齢障がい課
49	障がい者の在宅支援サービスの充実	ホームヘルパー派遣制度、緊急一時保護事業、配食サービス、入浴サービス等の充実	高齢障がい課
50	家族介護者への支援	介護に関わる本人、家族、地域住民、専門職の情報交換・交流の場として、家族介護者の会、介護のつどい、認知症カフェ等の活動や相談支援	福祉相談課
			高齢障がい課
51	住宅のバリアフリーの推進	高齢者・障がい者が安全に生活できるように相談窓口における住宅改修サービスや日常生活用具給付の案内	高齢障がい課
52	福祉のまちづくりの普及・推進	ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの促進	福祉政策課
53	相談機関との連携	相談支援事業所等との連絡会を開催	福祉相談課
(9) 自立支援・介護予防の促進			
54	あいとぴあセンターの機能の充実	高齢者や障がい者等の活動と地域との関わりを持つ場としてのあいとぴあセンター機能の充実	高齢障がい課
			健康推進課
55	介護予防事業の実施	認知症予防や介護予防活動等の推進	高齢障がい課
56	地域支援事業の実施	通所型サービスB等市民の自主的な運動等の通い場の活動支援	高齢障がい課
57	高齢者の学習機会の提供	多様な講座等の実施	公民館
(10) 地域における人材の確保			
58	子育て・介護を支えるボランティア等の養成	子育てボランティア講座や認知症サポーター養成講座、認定ヘルパー研修等、地域課題に対応できる力を養う場として講座等を開催	福祉政策課
			福祉相談課
			高齢障がい課
			子ども政策課
			子ども発達支援課
59	子育て支援団体への支援	子育て支援を行っている民間団体への情報提供やネットワークづくり等の支援	子ども政策課
60	介護者等の専門職の養成や資質向上のための研修の実施、情報提供	実習生の受入、ヘルパー講習会等の実施、研修等の情報提供	福祉相談課
			高齢障がい課

	取組み	概要	担当課
基本目標3 多様なライフスタイルの実現			
(11) ワーク・ライフ・バランスの推進			
61	労働関係法、育児・介護休業制度等の周知啓発	法律や制度について理解するセミナー実施やパンフレット配布	政策室
			地域活性課
62	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	国等の両立支援事業、労働時間の短縮等、ワーク・ライフ・バランスの情報提供、広報・普及啓発	政策室
			地域活性課
			子ども政策課
63	労働に関する相談の実施やセミナー開催	法律相談等の充実や労働セミナーの開催	秘書広報室
			地域活性課
(12) キャリア・ライフデザインの支援			
64	多様な働き方に関する支援	テレワーク、サテライトオフィス等多様な働き方やその成功例等に関する情報提供等	政策室
			地域活性課
65	起業支援のための講座等の実施・情報提供	起業に向けた講座の実施、起業相談の情報提供・実施	地域活性課
66	再就職希望者への支援	職業能力開発センター事業等の紹介と講座等の実施	地域活性課
67	職業相談・就職情報提供	ハローワークの紹介、求人情報等の情報提供	地域活性課
68	キャリア形成の支援	スキルアップ講習会等の実施、情報提供	地域活性課
69	社会教育事業の充実(多様なニーズに対応した講座等の実施)	多様な市民ニーズに対応する学習機会の提供、仕事をしている人や子育て中の人に参加しやすい講座の企画	公民館
(13) 男性の家事・育児・介護への参画支援			
70	男性の家事・子育て・介護参画のための情報提供	男性向けの家事・子育て・介護に関する知識習得のための情報提供	政策室
71	プレパパへの支援	ママパパ学級の実施、小冊子等の配布	健康推進課
			子ども政策課
72	父親向けの子育て事業等の実施	父親を対象とした子育て講座の実施、交流の場の提供	子ども政策課
(14) 事業者等への情報提供と連携強化			
73	市内事業者との連携強化と働きかけ	事業所の良好な就労環境推進のため、市内事業者への働きかけと連携を強化	地域活性課
74	商工会等との情報交換	商工会との連携を密にし関係団体と随時情報交換	地域活性課

	取組み	概要	担当課
基本目標4 地域社会における男女共同参画の推進			
(15) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進			
75	市政への参画に関する情報提供	市民委員の公募、審議会等の開催予定等について広報、ホームページ等による情報提供、無作為抽出方式による委員募集	政策室
76	審議会、委員会、委嘱委員等における両性の確保	両性の委員を確保し、男女のどちらかの割合が40%を下回らないよう是正措置	政策室
(16) 地域・市民活動における男女共同参画の推進			
77	市民活動団体等への支援や参加促進	市民活動支援センターにおける活動支援や団体情報等を情報誌等に掲載することにより活動を支援するとともに、男性が活動に参加しやすい仕組みを工夫	政策室
78	男女共同参画意識を育むコミュニティ活動の充実	地域センター等での活動、町会・自治会等のコミュニティ活動への参画支援、情報提供	地域活性課
79	地域活動やボランティア等の情報提供と参加促進	情報誌の発行等による地域活動の活動状況の広報、情報提供による参加促進	政策室
			公民館
(17) 男女共同参画の視点による災害対策の推進			
80	防災会議における女性委員の参画促進	防災対策への女性の意見反映のための女性委員の参画促進	安心安全課
81	避難所運営協議会における女性の参画促進	避難所運営協議会への女性の参画を促進し、多様性に配慮した運営を検討	安心安全課
82	多様性に配慮した備蓄品等の整備	多様なニーズの違いや状況に対応するため、それぞれに配慮した備蓄品の整備	安心安全課
基本目標5 男女共同参画実現に向けた体制の強化			
(18) 庁内推進体制の充実・強化			
83	男女共同参画施策推進状況の調査	事業実績の調査と評価を実施	政策室
84	庁内推進体制の充実	男女共同参画推進計画庁内推進本部と推進会議の機能充実	政策室
85	市発行物等における男女共同参画の視点の周知徹底	広報や市発行物、ホームページ等での表現における男女共同参画の視点の周知徹底	秘書広報室
			政策室
(19) 市民等との連携・協働			
86	男女共同参画推進委員会の活動推進	男女共同参画推進委員会の機能や体制の強化、取組みの推進	政策室
87	男女共同参画関係団体への支援・連携	市・事業者や団体・市民の相互交流の促進	政策室

	取組み	概要	担当課
(20) 国や都、他の自治体、関係機関との連携			
88	国、都、他の自治体等の資料収集	国、都、他の自治体等からの資料収集、活用	政策室
89	国・都・区市町村との連携や国・都への法整備の要請	情報交換、他の自治体との広域連携による男女共同参画社会の推進や必要時に応じての国・都への法整備等の要請	政策室
(21) 市役所における男女共同参画の実践			
90	男女共同参画理解のための職員研修の実施	男女共同参画に関する理解を深めるため職員研修を実施	政策室 職員課
91	ワーク・ライフ・バランスの取組みの推進	各職場におけるワーク・ライフ・バランスの取組みの推進	職員課
92	男女共同参画の視点に立った職員配置への配慮	男女共同参画の視点に立った職員配置への配慮	職員課
93	女性管理職の登用の促進	研修等を通じ職員の能力向上を図り、女性管理職の登用を促進	職員課
94	女性職員のメンター制度の実施	女性職員同士がキャリアや子育て等について相談できる機会を創出するため、部署の上司とは別の先輩職員がメンターとなり相談役やアドバイザーを務める制度を実施	職員課
95	ハラスメント防止対策の推進	狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例に基づき、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止及び排除等の取組みを推進	職員課

3. 令和3年度狛江市男女共同参画推進計画推進状況調査結果

○目的

狛江市男女共同参画推進計画（以下「計画」という。）の基本理念に基づく「基本目標」を実現するための取組みが、目標達成に向けて実施されていることを確認し、進捗状況を明らかにするものです。

○評価方法

（1）担当課による自己評価

計画に基づく95の取組みについて、施策ごとに各担当課で以下の【評価基準】に基づき、令和2年度実績と比較し自己評価を行います。

（2）庁内組織による評価

狛江市人権・男女共同参画推進庁内委員会及び狛江市人権・男女共同参画推進本部において、担当課が行った自己評価の内容について、男女共同参画の視点を踏まえ、点検・評価するとともに、以下の【評価基準】に基づき、施策の全体評価を行います。

【評価基準】

A	充実・強化 (前年度から取組みが充実・進展し、男女共同参画の視点においても十分な成果があった。)
B	前年度同様 (前年度と同様の内容で取組みを実施し、男女共同参画の視点においても概ね成果があった。)
C	あまり進捗していない・縮小 (前年度から取組みが後退し、男女共同参画の視点においても課題が残る。)
D	全く進捗していない・未実施

※コロナ禍においても可能な範囲で事業を実施した場合はB評価としています。

○評価の内訳

各基本目標の評価内訳は下記の表の通りとなりました。

	施策の全体評価		担当課ごとの評価			
			A	B	C	D
基本目標1 個人として尊重される 社会の形成	(1)	B	3 (13.6%)	19 (86.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	(2)	B				
	(3)	B				
	(4)	B				
	(5)	B				
	(6)	B				
基本目標2 子育て・介護を支える 環境の充実	(7)	B	1 (6.7%)	12 (80.0%)	1 (6.7%)	1 (6.7%)
	(8)	B				
	(9)	B				
	(10)	B				
基本目標3 多様なライフスタイルの 実現	(11)	B	1 (9.1%)	10 (90.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	(12)	B				
	(13)	B				
	(14)	B				
基本目標4 地域社会における 男女共同参画の推進	(15)	B	1 (20.0%)	4 (80.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	(16)	B				
	(17)	B				
基本目標5 男女共同参画実現に 向けた体制の強化	(18)	B	0 (0.0%)	6 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	(19)	B				
	(20)	B				
	(21)	B				
合計			6 (10.2%)	51 (86.4%)	1 (1.7%)	1 (1.7%)

※各基本目標における施策ごとの担当課数で集計しています。

○令和3年度の総括

令和3年度においては、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により、縮小または中止にせざるを得ない取組みもありましたが、多くの部署において感染症対策を講じた上での対応やオンラインにより事業を実施する等、コロナ禍においても概ね順調に進捗しているものと考えられます。

基本目標1 「個人として尊重される社会の形成」

人権を尊重する意識の醸成に向けて市民意識調査の実施や人権尊重推進指針を策定や、生涯を通じた心身の健康支援として産後ケア事業の利便性の向上や健診受診率の増を図ることができました。また、児童相談等の件数が前年度より増加しているが、適切な支援に向けて関係機関と連携して取り組むことができています。

基本目標2 「子育て・介護を支える環境の充実」

「子育てを支える環境の充実」に向けて子育て・教育支援複合施設では垣根の低い相談窓口として、気持ちに寄り添いながら相談に対応するとともに、子育てひろば等を通じた親同士の交流につなげることができました。また、保育園は各種取組により待機児を減らすことができましたが、学童クラブは定員の増を行ったものの、申請者数の増により待機児が増えたため、引き続き、待機児解消に向けた取組が必要です

「介護を支える環境の充実」や「自立支援・介護予防の促進」に向けて、オンラインを活用した事業の実施等、感染症対策を行いながら各種事業を実施できています。

基本目標3 「多様なライフスタイルの実現」

「男性の家事・育児・介護への参画支援」に向けて、ママパパ学級の土曜日開催数を増やす等参加しやすいようにプログラムが大幅に見直されたことにより、父親の参加人数が増加しました。しかしながら、日本における子育て期の家事・育児時間の夫婦差は大きく、国際的に比較しても男性の家事・育児へ

の参画は少ないため、男性に対して周知、啓発による意識付けに取り組んでいく必要があります。

基本目標 4 「地域社会における男女共同参画の推進」

「政策・方針決定過程における男女共同参画の推進」においては、公募市民委員のみを見ると、女性が男性の人数を上回っていますが、全ての審議会等の委員で見ると女性の割合が40%を下回っており、両性の委員の確保については、引き続き取組が必要です。

基本目標 5 「男女共同参画実現に向けた体制の強化」

「市役所における男女共同参画の実現」については、男性の育児休業取得率の向上や女性管理職の登用など、男女共同参画の実現に向けて取り組んでいます。しかしながら、時間外勤務時間も増えており、また、依然として管理職及び係長職の女性の割合は、全体の女性職員の割合と比較して低い状況にあるため、職員のワーク・ライフ・バランスを実現させ、仕事と生活を両立することができる職場環境を創出する必要があります。

○令和3年度推進状況

基本目標1 個人として尊重される社会の形成	
方向性	<p>全ての人が生まれながらにして持っている、個人として尊重され人間らしく生きる権利を守るためには、家庭、学校等あらゆる場所及び場面において、年齢、障がい、疾病、性別、性的指向、性自認等の他、いかなる理由においても差別等のない生きやすいまちの実現が求められています。人権を尊重することは、男女共同参画社会において基礎となることから、幼少期からの若い世代、また、その家庭や学校等における意識の醸成を図ります。</p> <p>配偶者等からの暴力やデートDV、セクシュアル・ハラスメント等は重大な人権侵害であり、依然として深刻な社会問題となっていることから、関係機関と連携し、被害の防止と被害者への支援を進めます。</p>
施策	(1)家庭、学校、地域等における男女共同参画意識の醸成 (2)人権を尊重する意識の醸成 (3)配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (4)法・制度等の周知・普及 (5)相談体制の強化

(1)家庭、学校、地域等における男女共同参画意識の醸成 施策の全体評価…B

取組みNo.	2	担当課	秘書広報室	評価	B
取組内容	評価理由				
<p>各担当部署から、家庭・学校・地域等における男女共同参画意識の醸成につながる情報提供を広報こまみや市ホームページ等で発信した。</p> <p>人権に関する問題や、家庭や子どもに関わる事業、高齢者向け事業、障がいのある方向けの事業や相互理解促進事業等の周知を行った。</p>				<p>前年度と同様に周知活動を行うことができたため。</p>	

取組みNo.	1・2	担当課	政策室	評価	B
取組内容	評価理由				
<p>男女共同参画推進委員会で開催した「男女共同参画推進フォーラム」において「自分らしく生きるために～無理をしないで一歩ずつ～」をテーマに家田荘子さんによる講演会を行った(来場者59人)。</p> <p>男女共同参画推進委員会が作成する男女共同参画推進委員会だよりについては、令和3・4年度の委員会での重点テーマである「ライフデザイン」の他、男女共同参画の推進につながる内容を取り上げ、市内公共施設等への配架や町会・自治会の回覧等により情報提供を行った(発行回数:1回、発行部数:約1,700部)。</p> <p>また、ライフデザインをテーマにパネル展を開催し、その中で絵馬で願掛けをしてもらう「バケットリスト～死ぬまでにやり遂げたいこと～」を実施した(参加者63人)。</p>				<p>市民への啓発の機会となるフォーラム(講演会)を実施し、講演会後のアンケートでは「自分らしく前を向いて歩いていきたいと思います」や「一歩踏み出してみようと思いました」等々、好意的な意見を多数いただいた。また、パネル展の開催、情報誌の発行・配布等を行い、男女共同参画に対する市民意識の醸成に寄与したため。</p>	

取組みNo.	4	担当課	高齢障がい課	評価	A
取組内容	評価理由				
<p>高齢者に関する施策及びサービスをまとめた「シルバーガイドブック」の記載内容を最新情報に更新し、窓口での配布及び市ホームページへの掲載を行った。</p> <p>障がい者(児)に関する施策及びサービスをまとめた「障がい者(児)福祉のしおり」の記載内容を最新情報に更新し、窓口での配布及び市ホームページへの掲載を行った。</p>				<p>シルバーガイドブックの紙面構成の改編を図り、利用者が検索しやすいように改めたため。</p>	

取組みNo.	4	担当課	子ども政策課	評価	B
取組内容	評価理由				
<p>民間企業との協働により令和2年度に作成した子育てガイドブックについて、令和3年度も引き続き配布し、子育てに関する各種サービスの周知を行った。</p> <p>父子手帳からより分かりやすい父親向けの育児冊子として、(一社)日本精神科看護協会が発行しているパパカードに切り替えて配付を行い、父親の育児参加を図った。父親向けの子育て講座を年2回オンラインにて開催した。</p>				<p>計画に沿って各種事業は概ね実施できており、子育てサービスに関する情報を各種媒体により子育て世帯に対し引き続き周知することで、サービスの利用等子育て家庭への支援につなげたため。</p>	

取組みNo.	5・6	担当課	指導室	評価	B
取組内容	評価理由				
<p>固定的な役割意識に囚われない多様な生き方をデザインできるように、特別の教科道徳や学級活動における係活動等の場面において指導を実施した。また、男女共同参画に関する教職員研修の実施に関して、各校で年間1回以上、東京都教育委員会が発行する人権教育プログラムを使用して研修を実施した。</p>				<p>特別活動等や教職員研修を悉皆として実施したことにより、児童・生徒や教員の男女共同参画意識の向上につながったため。</p>	

取組みNo.	1	担当課	公民館	評価	B
取組内容			評価理由		
<p>育児中の女性が子育てや社会について学び、集うことを目的とした女性セミナー「子育てについて考える」を全11回(参加者延べ100人)開催した。また、保護者の交流の場として「いきいき子育てルーム」を全41回(参加者延420人)、子育て中の人の活動を促すための「学習グループ保育」については、47回の保育と11回の会議を行い、保育は延244人の子ども、会議は延77人が出席した。</p>			<p>令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業を中止していたが、令和3年度は休館中期を除いて事業を行い、それ以前(平成31年度)と同程度の事業内容で実施することができ、男女共同参画意識の醸成に寄与することができたため。</p>		

取組みNo.	3	担当課	図書館	評価	B
取組内容			評価理由		
<p>図書館で所蔵する男女共同参画関連図書について、集中展示と図書目録の作成を行った。 令和3年度は6月9日から28日まで関連図書89冊を展示し、市民への情報提供と学習機会の創出に努めた。</p>			<p>新型コロナウイルス感染症対策により館内滞在時間の短縮を呼び掛けている時期ではあったが、例年と同様の期間・内容で取組みを実施し、関連図書の展示及び貸出により、市民が男女共同参画について学習し認知を深めることにつながったため。</p>		

(2) 人権を尊重する意識の醸成

施策の全体評価…B

取組みNo.	7・8・11・12・13	担当課	政策室	評価	A
取組内容			評価理由		
<p>人権を尊重しみんなが生きやすい泊江をつくる基本条例を実効性のあるものとするため、現状の人権に関する意識の把握を行うことを目的として、無作為に抽出した市民2,500人を対象に人権に関する市民意識調査を実施し、泊江市人権尊重推進会議での検討を経て、人権施策の方向性を示す泊江市人権施策推進指針を令和4年3月に策定した。 また、人権施策を推進するための庁内体制を強化するため、男女共同参画と併せた泊江市人権・男女共同参画推進本部を設置した。 東京都が制度創設を予定していたパートナーシップ宣誓制度について情報収集等により研究を行った。 庁内研修「人権・男女共同参画研修(職員課共催)」において、ハラスメントによる人権侵害の事例紹介やハラスメントを起こさないための意識付けなどを行った(受講者34人)。</p>			<p>市民意識調査の実施や人権尊重推進会議での検討を行い、泊江市人権施策推進指針を策定したため。 また、庁内の人権施策推進体制を強化するため、泊江市人権・男女共同参画推進本部を設置したことで、市民だけでなく職員の人権への意識醸成にもつなげたため。</p>		

取組みNo.	9	担当課	子ども政策課	評価	B
取組内容			評価理由		
<p>子どもの権利を尊重し、擁護する意識を醸成するため、子どもの権利条約について、ポスターを掲示する等、周知を図った。</p>			<p>ポスター掲示等により周知を図ることで、子どもの権利擁護の意識醸成につながったため。</p>		

取組みNo.	10	担当課	指導室	評価	B
取組内容			評価理由		
<p>多様な性・生き方に関する教育の推進として、東京都教育委員会が発行する人権教育プログラムを活用して教職員に対する指導を行った。また、人権教育推進委員会を年2回開催し、各校の人権教育の推進状況の情報共有を行うとともに、全校の取組を取りまとめた。</p>			<p>人権教育プログラム等を活用し、教職員が人権尊重の視点をもって児童・生徒の指導を行うことにより、人権を尊重する意識の醸成につながったため。</p>		

(3) 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

施策の全体評価…B

取組みNo.	14・15・20・22・23	担当課	政策室	評価	B
取組内容			評価理由		
<p>DV防止等の周知について、庁舎の女性トイレ等に、女性のためのカウンセリングの案内カードや都が発行した啓発カード等を配架し、手に取りやすい環境に配慮した。 また、DV及びブローカー行為等の被害者支援に関する庁内連絡会において、各課のDV及びブローカー等に関する相談状況を共有するなど連携強化を図った。 広報や市ホームページ等で女性のためのカウンセリングの周知を行い、延39件の相談を受けた。</p>			<p>家族関係や人間関係、自身の性格等、様々な事情により悩みを抱えている女性に対し、カウンセリングの場を提供することで相談者の支援につなげるとともに、啓発物等を市民の手に取りやすい環境に配慮し配架等を行ったため。</p>		

取組みNo.	17・18・19・21・22・23	担当課	子ども政策課	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>令和3年度の母子・父子自立支援員・婦人相談員による相談総数は762件と、令和2年度と比較して増加した。また、定例ケース会議等の関係連絡会等への参加により情報共有に努めた。また、母子家庭等の自立支援事業として、母子・父子自立支援プログラムを4件作成、高等職業訓練促進給付金を4件支給した。また、ひとり親家庭のしおり等で事業の周知を行った。</p>				<p>計画に沿って各種事業は概ね実施できており、関係各課と連携することで、DV家庭の安全の確保や自立の支援につなげたため。</p>	

取組みNo.	18	担当課	子ども発達支援課	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>コロナ禍においては、特に面前DVによる心理的虐待が増えており、令和3年度の面前DVを含む心理的虐待の児童相談受件件数は、令和2年度の84件を18件上回る102件であった。面前DVによる相談を受件した家庭の保護者に対しては、面前DVが子どもの脳に与える影響についての説明・指導を行い、再発防止のための注意喚起を行った。虐待が確認された家庭には、虐待対策ワーカーが定期的に家庭を訪問し、家庭状況の確認や感情が高ぶった際の気持ちの切り替え方などの指導を行うことにより虐待の解消、家族関係の改善につなげた。また、虐待防止に向けたチラシを作成し、小・中学生世帯に配布を行い、虐待防止への普及・啓発に努めた。</p>				<p>面前DVを含む虐待全般に対して、家庭に定期的に出向き指導を行うことにより虐待の解消や家族関係の改善につながったこと、また、各家庭に虐待に関するチラシを作成、配布することにより虐待防止への啓発を図ることができたため。</p>	

取組みNo.	16	担当課	指導室	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>学校における暴力防止教育について、すべての学校で教育活動全体を通して、暴力は許されないことであるという指導を行った。 教職員に対しては、東京都教育委員会が設定する7・8月の体罰防止月間に、体罰の根絶についての研修を実施した。</p>				<p>心の教育と一体として、暴力の防止について日常的に指導を行うとともに、教職員に対する体罰防止研修を実施し、当事者意識の醸成につながったため。</p>	

(4)法・制度等の周知・普及

施策の全体評価…B

取組みNo.	25	担当課	秘書広報室	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>担当課において実施している男女共同参画推進に関する取組について、広報こまえ・市ホームページ等において周知を行った。</p>				<p>前年度と同様に周知活動を行うことができたため。</p>	

取組みNo.	24・25	担当課	政策室	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>人権施策推進指針策定のため、無作為抽出した市民2,500人を対象に人権に関する市民意識調査を実施した。また、調査の前段で人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例を施行した旨を記載することで調査対象者に対する周知を行った。 その他、年間を通して国や都の資料やポスターについて配布・掲示した。</p>				<p>人権に関する市民意識調査を広く実施することで、条例施行について市民一人ひとりが自分事として捉えられるようなきっかけを創出したため。 また、資料の配布やポスターの掲示等により、人権侵害行為等の周知に取り組んだため。</p>	

(5)相談体制の強化

施策の全体評価…B

取組みNo.	26	担当課	秘書広報室	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>毎月1日号の広報こまえに市民相談の周知を行った。 毎月第1・3・5水曜日にカウンセラーによるカウンセリング・心の相談を実施した(相談件数64件)。 また、法律に関する様々な問題に関してお困りの方を対象に法律相談を実施した(相談件数426件)。</p>				<p>前年度と同様に相談を実施できたため。</p>	

取組みNo.	26・27	担当課	政策室	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>毎月第2・4水曜日にカウンセラーによる女性のためのカウンセリングを実施し、6月と11月には夜間カウンセリングも実施した(相談件数39件)。人権の上相談については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止したが、広報こまえ、市ホームページへの掲載、人権パネル展等で人権相談窓口の周知を行った。 通訳ボランティア派遣事業では、食物アレルギー対応に関する保護者と学校の面談時や学校の個人面談時等で12件派遣した。</p>				<p>女性のためのカウンセリングでは、悩みを抱えている女性に対して、カウンセリングの場を提供することで相談者の支援につながることができたため。通訳ボランティア派遣事業では、日本語での意思の伝達が困難な方に対して通訳ボランティアを派遣することで相談者の円滑な日常生活を支援することができたため。</p>	

取組みNo.	26	担当課	子ども政策課	評価	B
取組内容		評価理由			
<p>母子・父子自立支援員、ひとり親家庭等専門相談員による相談窓口を設置することで、女性やひとり親家庭の方への相談に応じるとともに、関係機関と連携して必要な支援を行った。また、ひとり親家庭のしおりや民間企業との協働により作成した子育てガイドブックにより各種情報提供を行った。</p>		<p>計画に沿って各種事業は概ね実施できており、関係機関と連携することで、DV家庭の安全の確保や自立の支援につなげたため。</p>			

(6)生涯を通じた心身の健康支援

施策の全体評価…B

取組みNo.	28・30・31・32・33	担当課	健康推進課	評価	A
取組内容		評価理由			
<p>妊娠期から保健師等の専門職が関わり、各家庭に応じた支援を切れ目なく実施していく基盤作りのために面談、訪問、ママパパ教室、ファーストバースデーサポート事業を実施した(妊婦面談事業(ゆりかご泊江)380件、こんにちは赤ちゃん訪問574件、ファーストバースデーサポート事業回答数597件)。</p> <p>また、産後ケア事業、多胎児移動支援事業といった育児負担の軽減を図る事業も継続して実施しており、産後ケア事業については利用可能期間を延長し、市内委託機関を新たに追加することができた(産後ケア事業申請数107件、利用回数57件、多胎児移動支援事業申請数4件、利用回数5件)。</p> <p>妊産婦歯科健康診査は令和2年度まで集団健診を行っていたが、新型コロナウイルス感染症により集団健診が難しく、また就業している妊婦が多いことから、令和3年度より狛江市歯科医師会に委託し個別健診とした。令和3年度の受診者は190件となっている。</p> <p>特定健康診査では40歳以上の狛江市国民健康保険加入中の方、健康診査では75歳以上の後期高齢者医療制度加入中の方及び生活保護を受給中の40歳以上の方を対象として実施。特定健康診査の受診者は53.0%(令和4年5月25日時点速報値)、健康診査の受診率は53.7%(後期)、33.2%(生保)となっている。</p> <p>がん検診の受診者数は胃がん検診1,050人(うちバリウム検査1,045人、胃内視鏡検査5人)、肺がん検診1,291人、大腸がん検診4,296人、乳がん検診1,119人、子宮頸がん検診923人となっている。</p> <p>歯周病検診は、40歳以上の市民を対象とし特定健康診査や健康診査の対象者23,970人には個別通知を行い周知を図った。健康相談については、専門職が電話や面談にて随時相談を行った。</p> <p>「けんこうガイド」は、町会・自治会へ1,273部回覧の依頼を行った。健診(検診)の周知を図るため市内の中学校4校へ家庭数1,318部配布を行った(発行回数:1回、発行部数:32,000部)。</p>		<p>新型コロナウイルス感染症拡大予防対策をとりながら概ね予定どおり事業を実施することができたため。産後ケア事業については、利用可能期間延長や市内委託機関が追加になり充実を図ることができたため。</p> <p>妊産婦歯科健康診査は、個別健診が利用しやすかったためか、受診者は増えている。</p> <p>特定健康診査は令和2年度受診率(確定値)が49.2%で+3.8%、健康診査は51.1%で+2.6%(後期)、29.1%で+4.1%(生保)受診率が上昇しているため。</p> <p>がん検診ではすべてのがん検診(胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん)において、受診者数が前年より増加しているため。</p> <p>歯周病検診の受診率は令和2年度は0.4%、令和3年度は0.3%となり、新型コロナウイルス感染症が長引いているため検診控えになったと推測される。</p> <p>各種健康診査の充実を図ることを通し、市民の健康支援につながったため。</p>			

取組みNo.	29	担当課	指導室	評価	B
取組内容		評価理由			
<p>性に関わる指導については、体育科の保健領域において年間指導計画に基づき体の発達だけでなく、心の成長と異性との関わりについても指導を行った。また、生活指導主任等の場において適宜情報提供を行った。</p>		<p>各学校において、年間指導計画に基づいた指導を実施するとともに、生活指導主任会等で資料の提供を行ったことで、児童・生徒の性に関する適正な指導及び助言を行うことができたため。</p>			

取組みNo.	34	担当課	社会教育課	評価	B
取組内容		評価理由			
<p>「少年少女スポーツ大会(参加者364人)」、「市民スポーツ大会(参加者2,265人)」、「少年少女スポーツ教室(参加者56人)」、「成人スポーツ教室(参加者63人)」、「スポーツレクリエーション大会(参加者212人)」、「健康づくり運動講座(高齢者向け(参加者31人、親子向け参加者36組))」を実施した。</p>		<p>新型コロナウイルス感染症の影響で一部事業が中止となったが、感染対策を行いながら可能な限り事業を実施し、生涯スポーツの推進、生きがいづくりにつなげることができたため。</p>			

基本目標2 子育て・介護を支える環境の充実

方向性	<p>近年、働き方改革が進む中で、子育てをする父親の姿を目にする事も多くなってきましたが、現在も、男性の多くは仕事優先の生活となっており、家庭の役割の主な担い手は依然として女性となっています。また、子育てと介護を同時に担う「ダブルケア」や高齢者虐待の要因の1つとも考えられる、認知症や介護に伴う過度の負担も問題となっています。</p> <p>子育て・介護を支える環境の充実には、ワーク・ライフ・バランスの実現にもつながることから、いつでも、誰もが安心して子どもを産み育てることができる子育て環境や介護負担の軽減につながる環境整備を行うとともに、地域活動や就労など自らの望むバランスを実現できる社会を目指します。</p> <p>子育て、介護に関する市の関連計画を推進し、男女がともに、子育てや高齢者・障がい者等の介護・介助を担えるよう地域全体での支援にも目を向けていきます。</p>
施策	(7)子育てを支える環境の充実 (8)介護を支える環境の充実 (9)自立支援・介護予防の促進 (10)地域における人材の確保

(7)子育てを支える環境の充実

施策の全体評価…B

取組みNo.	35・40・42・43・45	担当課	子ども政策課	評価	B
取組内容	評価理由				
<p>保護者が保育サービスを円滑に利用できるよう保育サービスコーディネーターを配置し、相談を受けるとともに、個々の状況に応じた保育サービスの情報提供を行った。他部署とも連携し、情報共有を行うことで支援につなげている。令和3年度の相談件数は296件となり、令和2年度より増加したものの新型コロナウイルス感染症の影響もあり相談自体も様子を見ながら行っていたため、年間を通して少ない件数に留まった。</p> <p>また、昨年度の課題に挙げていたオンライン相談については、場所に捉われない相談の場の提供のため検討を進め、年度途中から試行実施した結果、2件の相談があった。</p> <p>病児保育については、すこやか保育室による病児・病後児保育を実施したが、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受け、年間利用者数は昨年度より増加したものの、延べ105人に留まった。利用登録については、オンラインでの登録を可能とした(年間登録者数:346)。また、民間のベビーシッター事業者等による訪問型の病児・病後児保育サービスを利用した際の利用料を助成する事業について、8件の利用があった。</p> <p>各種講座については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施形態や回数の見直しを図った結果、NP及びその代替講座を各1回開催し、計10人の方に参加いただいた。また、オンラインにて子育て講座を4回開催し、計37人の方が参加、第2回講座については後日配信を行い、13人が視聴し、子育てに関する不安等の解消につなげた。</p> <p>子育て中の方への情報発信ツールの1つとして、こまえ子育てねっとやスマイルぴーれをはじめとした子育てポータルサイトの運用を行った。適宜、記事の更新や最新の情報発信に努めるとともに、スマイルぴーれについては、月1回サイト会議を開催し、SNSの活用方法等、情報発信についてメンバーで議論しながら取り組んだ。</p>				<p>各事業とも概ね計画に沿って実施できており、子育てサービスに関する情報を各種媒体により子育て世帯に対し引き続き周知することで、サービスの利用等子育て家庭への支援につなげたため。</p> <p>保育サービスコーディネーターによる相談については試行的にオンラインにより実施するなど、相談環境の充実を図り、また、各種子育てに関する講座をオンラインを含めて開催することで、子育て家庭の不安の解消やストレスの軽減を図ることができたため。</p> <p>病児保育については、新型コロナウイルスの影響により令和2年度に引き続き利用者数は少なかったが、病気・病後回復期の保育が困難な場合の一時的な保育の支援につながっている。</p>	

取組みNo.	35・37・45	担当課	子ども発達支援課	評価	B
取組内容	評価理由				
<p>子ども家庭支援センターでは育児や家庭に悩みを持つ保護者に対し、気持ちに寄り添いながら616件の相談に対応した。また、どこに相談したらいいのか分からない方やゆっくり話をしたい方のための総合相談窓口では、163件の相談を受理し、56件を関係機関へつないだ。また、気持ちの相談では39件を受理した。</p> <p>子育てひろばでは、延15,518人の利用があり、子どもを遊ばせながら、親同士のつながりや出会いの場となった。また、子ども家庭在宅サービスでは、一時保育事業が100件、ショートステイが7件、育児支援ヘルパーの利用が508件あり、育児や家事の負担軽減につながった。</p>				<p>垣根の低い相談窓口、様々な子ども家庭在宅サービスの提供、子育てひろばを通じた保護者同士の交流促進等を実施し、地域での仲間づくり、保護者の育児不安や育児負担の軽減、児童虐待の未然防止等につなげたため。</p>	

取組みNo.	35・36・37・38・39・41・44・45	担当課	児童育成課	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>児童館・児童センターにおける子育てひろば事業は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い一時中止としていたが、対策を行いながら、相談へつなげる機会の確保に努めた(岩戸児童センター延べ2,812人、和泉児童館:延べ2,467人、北部児童館:延べ3,957人、計9,279人)。今後も感染症対策を行いながら、安心して利用できる体制を確保していく必要がある。園庭開放については、緊急事態宣言期間を除いて感染症対策を行いながら実施した。</p> <p>昨年度に引き続き、産休明け保育、延長保育及び一時保育を実施した。保育園では、認可保育施設へ入所内定が出た障がい児については、園の職員配置等調整及び受入れにあたって保護者との面談等を実施した上で、入所決定を行っている。学童クラブの障がい児受入れについては、入所者決定の時点で各学童クラブと職員配置等調整を行い、入所決定を行っている。医療的ケア児の受入れについては、関係部署と連携を行い、先進事例を学ぶなど実施に向けての取組を進めることができた。</p> <p>令和3年4月1日より寺前小学生クラブ開設により定員80人増、第六小学校放課後クラブ開設により定員50人増を行った。また、第一小学校放課後クラブの定員増に向け必要な準備等を行った。</p> <p>令和3年4月1日の入所申請より、家庭的保育事業の小規模保育事業化及び弾力化運用によって定員増を行った。また、令和2年度から引き続き東京都のベビーシッター利用支援事業(事業者連携型)を実施した。</p> <p>その他、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら合同研修を実施した。また、子どもの居場所づくりの推進として、常設プレーパーク週4回の実施により13,822人の利用があった。</p>				<p>一部、新型コロナウイルス感染症対策のため中止とした事業もあるが、前年度と同程度の水準を引き続き維持できた。保育園では、令和4年4月1日現在の待機児が前年度の31人から13人減の18人となった。学童クラブについては第一小学校の増築に伴い放課後クラブの定員を増員させ、待機児対策の促進を図ることができた。プレーパークについては令和6年度目標の年間利用者数13,000人を令和3年度に達成することができたため。</p>	

取組みNo.	39・42	担当課	公民館	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>学校一斉閉庁期間に合わせて「学び」、「遊び」、「体験」を通し、子どもの居場所づくりを行う機会として「夏休み子ども・中高生スペース」を4日間(参加者延343人)開催した。</p> <p>育児中の女性が子育てや社会について学び集うことを目的とした女性セミナー「子育てについて考える」を全11回(参加者延100人)開催した。また、保護者の交流の場として「いきいき子育てルーム」を全41回(参加者延420人)、子育て中の人の活動を促すための「学習グループ保育」については、47回の保育と11回の会議を行い、保育は延244人の子ども、会議は延77人が出席した。</p>				<p>休館期間を除いては新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、子どもの居場所づくりと子育て支援に関する講座の実施に努め、子育てを支える環境の充実に寄与することができたため。</p>	

(8) 介護を支える環境の充実

施策の全体評価…B

取組みNo.	52	担当課	福祉政策課	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>市内で建物を建設・改修する事業者に対し、福祉環境整備基準の遵守をお願いした。公共施設のトイレでは、多様なニーズを持つ高齢者、障がい者、子どもを含めたすべての人がストレスなく利用できるトイレ環境を実現するために、トイレを新設する際には、だれでもトイレ、多機能トイレ、多目的トイレという名称ではなく、ピクトグラムで表示をするよう案内をし、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを促した。</p> <p>また、みんなにやさしい生活空間づくり推進事業補助金についての周知を行った(助成実績:0件)。</p>				<p>前年度事業の継続のため。</p>	

取組みNo.	50・53	担当課	福祉相談課	評価	B
取組内容		評価理由			
<p>介護に関わる情報交換・交流の場については、高齢者見守り相談窓口である2箇所のごまほっとシルバー相談室(狛江団地・多摩川住宅)において、高齢者を中心に多世代が集うサロン活動や、高齢者の居場所作り、コミュニティの活性化を目的として映画鑑賞会や茶話会に取り組む予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し実施を見送った。また、65歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯を対象とした、専門職による生活実態のアセスメントの実施について、電話等での情報収集を行うとともに、家族や親族による来所、電話、訪問による相談を受け、家族介護者への支援に努めた。</p> <p>相談支援事業所等との連絡会については、毎月2回、市内の相談支援事業所3箇所、狛江市児童発達支援センター、市福祉相談課相談支援係障がいケースワーカーが集まり、情報交換や事例報告を通じて地域課題の整理・共有を行い、障がい者支援における連携体制づくりを行った。</p>		<p>家族介護者への支援については、感染防止対策を徹底し、できる限り相談の窓口を縮小せず、家族介護者への支援に努めたため。また、相談支援事業所連絡会による連携体制を維持すること等により、介護者の支援につなげたため。</p>			

取組みNo.	46・47・48・49・50・51	担当課	高齢障がい課	評価	A
取組内容		評価理由			
<p>地域ケア会議は、個別ケア会議(9回)、地域ケア会議幹事会(4回)、地域課題検討会議(1回)を開催し、地域課題の抽出を行った。</p> <p>認知症の早期対応に関する支援は、認知症の理解促進を目的として、認知症の人や家族向けの冊子「狛江市認知症ケアパス(狛江市認知症あんしんガイド)」の掲載内容を改めて整理し、改訂を行った。また、認知症の初期相談、早期対応につなげるため、認知症簡易チェックサイト事業(アクセス数2,184件)、年6回の認知症サポート医によるもの忘れ相談会(相談件数計17件)等を実施した。</p> <p>家族介護者への支援は、毎月4会場で開催する家族介護者の会(参加者数計169人)、年6回の家族介護者教室(参加者数計70人)、オンライン認知症を考えるつどい(参加者数68人)を開催した。認知症カフェは不特定多数の飲食を伴う事業であることから引き続き休止が続いたが、3月に1か所新設した。</p> <p>高齢者の自立支援は、自立支援住宅改修事業の給付実績は32件、高齢者自立支援日常生活用具の給付実績は30件となった。</p> <p>訪問入浴サービスは、重度障がいのある者の生活を支援するため、実利用者3人に延146回の訪問入浴サービスを提供した。</p> <p>ホームヘルパー派遣は、在宅の障がい者の食事等の介護を行うため、実利用者150人にホームヘルパーを派遣した。</p> <p>緊急一時保護事業は、在宅の障がい者を介護している者が疾病等の理由により介護が困難な場合に、障がい者を一時的に保護する事業の利用が143件あった。</p>		<p>認知症関連事業について、オンライン講座等の実施も行うなど受講しやすい環境整備を行うとともに、訪問入浴サービスの利用上限回数を1人当たり年間8回増やし、52回とすることにより事業の拡充を図る等により、高齢者及び障がい者を支える環境の充実に取り組んだため。</p>			

(9) 自立支援・介護予防の促進

施策の全体評価…B

取組みNo.	54・55・56	担当課	高齢障がい課	評価	B
取組内容		評価理由			
<p>老人福祉センターは、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う設備上の問題から、高齢者浴場の無期限停止及び電位治療機の撤去に伴い、利用者数は、3,056人(対前年度約79%)となった。</p> <p>介護予防事業は、新型コロナウイルス感染症が収束しない中で、オンライン型として新たにオンライン介護予防事業(参加者数41人)を実施するとともに、介護予防普及啓発事業(参加延人数1,159人)をハイブリッド型で実施した。また継続事業として、うんどう教室(参加延人数800人)、口腔ケア講座(参加者数25人)、認知症予防講座(参加者数15人)を、新たな担い手養成の取組としてあおぞら健康講座(参加者数16人)を実施した。</p> <p>地域支援事業は、住民主体の通いの場である通所型サービスB事業(会員数185人)は、既存の12の団体の運営支援の継続に留まったが、新たな通いの場の発掘調査に取り組んだ。</p>		<p>新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響もあり、老人福祉センターの利用者は減少したが、介護予防事業については、オンライン開催等、各事業ごとに工夫を凝らした事業の展開を行うことができたため。</p>			

取組みNo.	54	担当課	健康推進課	評価	B
取組内容		評価理由			
<p>介護予防につながる取組として健康教育を実施したが、新型コロナウイルス感染症対策のため定員を縮小しての開催とした。参加人数は、体力アップ運動教室20人、生活習慣予防講演会17人、糖尿病予防講演会27人、がん予防講演会16人、骨密度測定会&骨の栄養相談86人であった。</p>		<p>定員を縮小しての開催であったが、新型コロナウイルス感染症対策を行い、実施できたため。</p>			

取組みNo.	57	担当課	公民館	評価	B
取組内容				評価理由	
こまえ市民大学を全17回(参加者延628人)、市民ゼミナールを全8回(参加者延84人)、スマホ講座を全6回(参加者延60人)を開催した。				休館期間を除いて平成31年度と同程度の事業内容で、人生100年時代に向けた学びや地域課題の解決のきっかけを提供できたため。	

(10) 地域における人材の確保

施策の全体評価…B

取組みNo.	58	担当課	福祉政策課	評価	B
取組内容				評価理由	
福祉カレッジを開催し、定員15人に対して13人の申し込みがあり、全員が修了した。全10回の講義は、福祉諸制度の概論に加え、市民活動者や介護経験者、障がい当事者等を講師として、体験談なども踏まえた実践的な講義を行った。また最終回には受講生自身が関心のある分野を選択し、課題に感じることで自分ができることについてのプレゼンテーションを行い、今後の地域活動へのきっかけとした。				講座修了後に地域活動につながった成果としては、学習支援ボランティア、狛江市認定ヘルパー、福祉有償運送、あんしん狛江支援員などを新たに参加された方がいることや、福祉のまちづくり委員会の立ち上げに積極的に関わられた方が多かったため。	

取組みNo.	58・60	担当課	福祉相談課	評価	D
取組内容				評価理由	
実習生の受け入れについては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、実施を見送った。				実習生の受け入れは未実施だったため。	

取組みNo.	58・60	担当課	高齢障がい課	評価	B
取組内容				評価理由	
子育て・介護を支えるボランティア等の養成は、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、集合型のイベントは大幅な制限を余儀なくされたが、認知症サポーター養成講座(8回)には、約250人が参加した。また、高齢者に家事援助を提供する訪問型サービス事業所の担い手となる狛江市認定ヘルパーについて、養成研修を2回実施し、17人が参加した。 同行援護従事者養成研修は、市内事業所に所属するヘルパー及び登録を希望する者に対して、障がい者(児)の移動支援を行う上で必要な知識、技術等を習得する同行援護従事者養成研修を実施し、17人が修了した。				養成研修の実施により介護を支える人材の育成を図ることができたため。	

取組みNo.	58・59	担当課	子ども政策課	評価	C
取組内容				評価理由	
子育てボランティア講座については、参加者の募集を行い、1名から応募があったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を見送った。また、地域で子育て支援活動を行っている団体同士につながりを持たせることで、共通認識を持った活動や団体同士の情報共有を図ることができる企画案の検討を行った。				ボランティア講座については、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を見送ったが、団体同士のつながりの機会についての検討を進めたため。	

取組みNo.	58	担当課	子ども発達支援課	評価	B
取組内容				評価理由	
発達サポーター育成講座は全7回、参加者30人に対し、受講修了者数28人(全7回の講座の内6回以上の受講者)、支援者向け研修会はテーマを「発達障がいの児童にかかわる行動支援」とし、受講修了者数39人、市民向け研修会はテーマを「発達障害支援の理解と対応のコツ」とし、受講修了者数36人となった。 3つの講座及び研修会は対面で開催し、支援者向け研修会及び市民向け研修会は児童発達支援センター主催とした。				発達障がいへの理解・啓発及び発達障がいや支援の必要のある子どもの支援ができる人材の育成をしていく場として、計画に沿って概ね実施できているため。	

基本目標3 多様なライフスタイルの実現

方向性	<p>性別に関わりなく、誰もが個性や能力を発揮し、自分らしい、多様な生き方をデザインでき、あらゆる年代において、仕事と子育て・介護・趣味などの仕事以外の生活との両立を可能な社会にするためには、働き方の見直しを含むワーク・ライフ・バランスを推進する必要があります。また、価値観の多様化により、シニア世代までの将来を見据えた自身のキャリア・ライフデザインを行うことも、多様なライフスタイルの実現に効果的と考えます。</p> <p>31年度調査によると、ワーク・ライフ・バランスの実現のために必要なこととして「長時間労働の削減(40.4%)」、「フレックスタイム・テレワーク等の柔軟な働き方の整備(37.2%)」が上位を占めていることから、特に働き方や労働環境の改善への取組みが求められています。事業者がワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組み、働きやすい環境を整備できるよう、啓発、情報提供を行います。</p> <p>また、家事等の家庭内での役割については、夫婦で協力することが望ましいと思う人が多い一方、特に男性においては、子育て、介護等の関わり方が分からず、女性が主に担っているという現状も見られます。男性も仕事と生活をバランスよく両立できるよう、子育て、介護等への参画に向けた支援の充実を図ります。</p> <p>子育て、介護等によりやむを得ず離職をしてしまったり、制約のある人が新たに就労しようとするのが困難な状況もあります。就労に関わる情報提供やキャリア形成の支援等により多様な働き方の推進を図ります。</p>
施策	(11)ワーク・ライフ・バランスの推進 (12)キャリア・ライフデザインの支援 (13)男性の家事・育児・介護への参画支援 (14)事業者等への情報提供と連携強化

(11)ワーク・ライフ・バランスの推進

施策の全体評価…B

取組みNo.	63	担当課	秘書広報室	評価	B
取組内容	評価理由				
<p>法律相談等を毎週月・木曜日に開催した。また、労働相談を毎月1回市民相談として開催した(法律相談内の労働に関する相談:19件、労働相談:9件)。</p>				<p>前年度と同様に相談を実施できたため。</p>	

取組みNo.	61・62	担当課	政策室	評価	B
取組内容	評価理由				
<p>男女共同参画推進委員会だよりへのライフデザインに関する記事を通して、ワーク・ライフ・バランス実現の参考となる情報発信を行った。また、多摩3市男女共同参画推進共同研究会(狛江市、国立市、小金井市)において令和2年度に作成した卓上年間カレンダー「ワーク・ライフ・バランスのススメ」を、市新任職員や公民館、図書館事業で配布した。その他、国・都等が作成したパンフレット、冊子等を配布、提供することで周知・啓発を行った。</p>				<p>ワーク・ライフ・バランス啓発のための年間卓上カレンダーの配布や、情報誌等による周知・啓発により、ワーク・ライフ・バランスに対する市民意識の醸成につなげたため。</p>	

取組みNo.	61・62・63	担当課	地域活性課	評価	B
取組内容	評価理由				
<p>ポケット労働法の作成を行い、周知に活用した。東京都労働相談情報センターが主催する、労働関係法、育児・介護休業制度等、その他労働にまつわるセミナー(計1回)について共催し、周知・啓発を行った。</p> <p>ワーク・ライフ・バランスについて、国・都等が作成したパンフレット、冊子等を活用して配布、提供することで意識啓発を行った。また、女性向けの自営型テレワークに関するセミナーを通じ、ワーク・ライフ・バランスの実現に役立つ情報発信を行った。(開催3回 参加者30人)</p>				<p>前年度事業の継続のため。</p>	

取組みNo.	62	担当課	子ども政策課	評価	B
取組内容	評価理由				
<p>民間企業との協働により令和2年度に作成した子育てガイドブックについて、令和3年度も引き続き子育てに関する各種サービスを周知するため各所に配布した。</p> <p>父子手帳からより分かりやすい父親向けの育児冊子として、(一社)日本精神科看護協会が発行しているパパカードに切り替えて配付し、父親の育児参加を図った。また、父親向けの子育て講座を年2回オンラインにて開催した。</p>				<p>計画に沿って各種事業は概ね実施できており、子育てサービスに関する情報を各種媒体により子育て世帯に対し引き続き周知することで、サービスの利用等子育て家庭への支援につなげたため。</p>	

(12)キャリア・ライフデザインの支援

施策の全体評価…B

取組みNo.	64	担当課	政策室	評価	B
取組内容	評価理由				
<p>男女共同参画推進委員会だよりによりライフデザインに関する記事を掲載し、ライフデザインの必要性や考える際のポイント等について情報発信を行った。また、男女共同参画パネル展及び市ホームページ・Facebook・Twitter上で「人生100年時代」と言われる現代において、将来を見据えた自分らしい多様な生き方の実現のため、自身のライフデザインについて考えていただくことを目的とした「絵馬で願掛け『パケットリスト』～死ぬまでにやり遂げたいこと～」を実施し、63人の参加があった。</p>				<p>情報誌やパネル展、web上で一人ひとりの多様な働き方・生き方について考える機会を広く提供したため。</p>	

取組みNo.	64・65・66・67・68	担当課	地域活性課	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>多様な働き方に関する支援、キャリア形成の支援及び再就職希望者への支援のため、対象を絞り、全7回に分けて就職活動支援セミナーを実施した。女性向け(会場1回、オンライン2回、延参加者37人)、シニア向け(会場2回、延参加者32人)、若年者向け(オンライン1回、参加者103人)、一般向け(オンライン1回、参加者48人)。また、女性向けの自営型テレワークに関するセミナーを3回実施し、延30人が参加した。</p> <p>起業支援のため、創業希望者向けのセミナーとスクールを開催した。創業セミナーでは先輩創業者を講師に迎え、オンライン参加者37人へ情報発信した。創業スクールは全5回の連続講座をオンラインで実施。創業に必要な知識の獲得を支援し、13人が修了した。</p> <p>公益財団法人東京しごと財団が主催する地域就職説明会(計1回)について共催し、就職に関する情報提供を図った。</p>				<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、セミナー等の開催が危ぶまれたが、オンラインセミナーの導入等の工夫により中止とせずに開催することができたため。また、オンライン化したことにより、例年以上の参加者数実績をあげることができ、より多くの方へ情報を提供することができたため。</p>	

取組みNo.	69	担当課	公民館	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>新型コロナウイルス感染症の対策を取りながら、事業を一部縮小して実施した。仕事をしている人が参加できるように、青年教室事業の講座(3講座、参加者延27人)、成人学習事業の市民ゼミナール(全8回、参加者延84人)と講座(2講座、参加者延27人)を土日に開催した。女性向けの女性セミナーは、講座を3種類(延べ114人)開催した。</p>				<p>一部事業を縮小したが、新型コロナウイルス感染症対策を取りながら実施し、初めて公民館事業に参加した市民も多く、広い世代に公民館での学びを知ってもらったきっかけの1つとなったため。</p>	

(13) 男性の家事・育児・介護への参画支援

施策の全体評価…B

取組みNo.	70	担当課	政策室	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>男女共同参画推進委員会だよりにおいて、「日本のジェンダーギャップの現実」として「子育て期の家事・育児時間の夫婦差」や「介護離職の男女比」等を掲載し、男性の家事・育児・介護への参画に関する情報提供を行った。</p>				<p>家事・育児・介護において、日本は世界的に見ても男性の参画が遅れているという数値を情報誌で紹介することにより、今後、男性が参画する意識付けにつなげたため。</p>	

取組みNo.	71	担当課	健康推進課	評価	A
取組内容				評価理由	
<p>ママパパ学級は、働いている妊婦や父親が参加しやすいようにプログラムを大幅に見直し、土曜日開催日数を増やして実施した。</p> <p>開催回数: 延30回(平日8回、土曜日22回)</p> <p>参加者数: 母 延398人・父 320人 (令和2年度参加者数: 母 延314名・父 264名)</p> <p>妊娠した時にお渡しする「母と子の保健バック」に東京都が作成した「パパとママが描くみらい手帳」を入れ、ライフワーク・バランスや両立支援のための情報提供を行った。</p>				<p>土曜日開催を増やすことで、父親の参加数が多くなったため。</p>	

取組みNo.	71・72	担当課	子ども政策課	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>民間企業との協働により令和2年度に作成した子育てガイドブックについて、令和3年度も引き続き子育てに関する各種サービスを周知するため各所に配布した。</p> <p>父子手帳からより分かりやすい父親向けの育児冊子として、(一社)日本精神科看護協会が発行しているパパカードに切り替えて配付し、父親の育児参加を図った。</p> <p>父親向けの子育て講座を年2回オンラインにて開催した。</p>				<p>計画に沿って各種事業は概ね実施できており、父親の視点も意識し、子育てサービスに関する情報を各種媒体により子育て世帯に対し引き続き周知することで、サービスの利用等子育て家庭への支援につなげたため。</p>	

(14) 事業者等への情報提供と連携強化

施策の全体評価…B

取組みNo.	73・74	担当課	地域活性課	評価	B
取組内容				評価理由	
<p>就労環境推進のため、国・都等が作成したパンフレット、冊子等を配布し、情報提供することで市内事業者への働きかけを行った。今年度は特に、新型コロナウイルス感染症に関連した雇用調整助成金や各種制度等の周知に注力した。</p> <p>商工会との連携を密にし関係団体と随時情報交換を行った。</p>				<p>前年度事業の継続のため。</p>	

基本目標4 地域社会における男女共同参画の推進

方向性	女性の社会進出は多くの分野で進んでいます。政治等の分野においては、政策・方針決定過程への女性の参画は依然として少ない状況です。また、地域活動については、多くの女性がその活動を担っている一方、町会、自治会等のリーダーの多くは男性が担っています。行政分野、地域活動等のあらゆる分野において男女が対等な立場で参画できるよう支援するとともに、参加意向のある人が誰でも参加できるような環境づくりを進めます。 また、近年、大地震や台風、ゲリラ豪雨等が全国各地で生じており、市内においても災害時への備えや対応の課題が浮き彫りとなりました。防災組織等への女性の参画を推進するなど、災害分野においても男女共同参画の視点を取り入れた取組みを進めます。
施策	(15)政策・方針決定過程における男女共同参画の推進 (16)地域・市民活動における男女共同参画の推進 (17)男女共同参画の視点による災害対策の推進

(15)政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

施策の全体評価…B

取組みNo.	75・76	担当課	政策室	評価	B
取組内容	評価理由				
無作為抽出による審議会等の公募市民委員の募集を行い、9つの審議会等において49人の応募があり選任した。また、市民委員の募集、審議会等の開催予定等の情報を広報こまえ、市ホームページに掲載するとともに、市民モニターへの情報提供を行った。 審議会等の委員の男女比は、男性314人(66.4%)、女性159人(33.6%)(令和4年3月時点)であったが、うち公募市民委員については、男性が46.0%、女性が54.0%となり、女性が男性の人数を上回った。				市民参加に関する情報提供や無作為抽出等により市民参加の機会を提供したため。また、審議会等における公募市民委員については、男女ともに40%以上確保されており男女共同参画の推進に寄与したため。	

(16)地域・市民活動における男女共同参画の推進

施策の全体評価…B

取組みNo.	77・79	担当課	政策室	評価	B
取組内容	評価理由				
こまえくぼ1234では、広報紙「こまえくぼ1234」を市内事業所や施設等約160箇所に配架し、年11回の発行のうち4回は拡大号として市内小中学校にも配布した。また、コマラジの番組コーナーにおいて、センター職員による事業紹介での出演を13回行った他、21の市民活動団体が自らの団体情報の発信を行った。 その他、調査・研究として、コロナ禍により市民活動を取り巻く環境が変化している中、市民活動団体に対し現状の課題や思いを聞くことで今後のセンター運営や市民活動しやすい環境づくりを構築するためのアンケートを行い、121の団体から回答を得た。				広報誌やコマラジ出演において、親子の居場所や子ども食堂等の団体をピックアップすることで、男女問わず働く親に対して有益な情報発信を行ったため。	

取組みNo. 78

担当課

地域活性化課

評価

B

取組内容	評価理由				
地域センター運営協議会に対して助成金を支出することで、活動を支援し、地域コミュニティ活動の活性化を図った。昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により施設の利用制限や事業の中止等が続き、コミュニティ活動全般が縮小されたものの、各運営協議会において様々な工夫を凝らし、感染症対策を講じた上で事業を実施した。 町会・自治会に対し、コミュニティ活動活性化助成金による財政的支援を行うとともに、町会・自治会連絡会の開催(書面開催)等を通じ地域活動への情報提供を行った。コミュニティ活動活性化助成金は交付団体が前年比1団体増の18団体となったものの、交付額は前年度とほぼ同額となった。				昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策による利用制限等によって地域センター運営協議会主催事業の多くが縮小・中止せざるを得なかった。一方で感染症対策を実施する等、工夫しながら事業を実施することができたため。 町会・自治会活動は前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策に伴う活動の縮小により、コミュニティ活動活性化助成金は交付団体が前年比1団体増となったものの、交付額は前年度とほぼ同額となったため。	

取組みNo. 79

担当課

公民館

評価

B

取組内容	評価理由				
こまえ市民大学や居場所事業(連続講座)等の市民と協働で実施する事業については、運営委員会や協力者など男女が対等な立場で企画運営に携わった。子どもの実験教室においても新たな協力者の参加があった。 市の広報・ホームページにて参加者を募集し、参加者の申込に電子申請を活用した。また、事業内容、実施日時、参加人数等の実施状況をまとめた「活動の記録」を発行した。				新しい生活様式に対応した講座を実施し、男女共同参画意識の下に学び・活動の機会を提供することができたため。	

(17)男女共同参画の視点による災害対策の推進

施策の全体評価…B

取組みNo.	80・81・82	担当課	安心安全課	評価	B
取組内容	評価理由				
・防災会議における女性委員の参画については、関係機関から選出される委員が大部分を占めるが、学識経験者は引き続き女性委員とした。 ・避難所運営協議会における女性の参画については、引き続き役員への女性配置等に配慮いただいた。 ・乳児連れの避難者に配慮した備蓄品として、災害時に利便性の高い使い捨て哺乳瓶を導入した。 ・昨年度に備蓄を開始した液体ミルクについて、ひだまりセンターと連携して消費期限が迫ったものは災害用備蓄品としての啓発に活用した。				防災会議における女性委員の参画促進及び避難所運営協議会における女性の参画促進については現状維持となっているが、多様なニーズに配慮した備蓄品を導入し、期限が迫ったものは災害用備蓄品としての啓発に活用した。	

基本目標5 男女共同参画実現に向けた体制の強化

方向性	本計画を着実に実行していくために、関係各課の積極的な取組みや横断的な対応を進め、庁内組織を中心とした継続的な推進を図るとともに、市民、事業者とともに、男女共同参画を実践していきます。特に、市役所においては、市職員の働きやすい環境づくり等を実践することにより、率先して男女共同参画のモデルを示します。 また、国、東京都、他の自治体との情報交換、連携も強化し、男女共同参画社会の実現を目指します。
施策	(18)庁内推進体制の充実・強化 (19)市民等との連携・協働 (20)国や都、他の自治体、関係機関との連携 (21)市役所における男女共同参画の実践

(18) 庁内推進体制の充実・強化

施策の全体評価…B

取組みNo.	85	担当課	秘書広報室	評価	B
取組内容		評価理由			
広報こまえや市ホームページ等での表現において男女共同参画の視点に配慮し、情報発信を行った。また、必要に応じて表現方法などを統一した。		広報こまえの発行や市ホームページ等の更新を継続的に行ったため。			

取組みNo.	83・84・85	担当課	政策室	評価	B
取組内容		評価理由			
男女共同参画推進計画に係る推進状況調査を実施するとともに、男女共同参画推進計画庁内推進本部・庁内推進会議を開催し、推進状況の評価等を行った。		推進状況の進行管理を行い、施策を計画的に推進することにより、市の男女共同参画の実現に寄与したため。			

(19) 市民等との連携・協働

施策の全体評価…B

取組みNo.	86・87	担当課	政策室	評価	B
取組内容		評価理由			
男女共同参画推進委員会は、新型コロナウイルス感染症の影響もあったがオンラインとの併用により例年どおり4回開催することができた。また、委員会において世界最大級のビジネス特化型SNS「リンクイン」を提供するリンクイン・ジャパン(株)への視察(オンライン)を行った。男女共同参画推進委員会だよりについては、フォーラムの報告や視察の結果、ジェンダーバイアスチェックテスト等を取り上げ、市内施設等への配架や町会・自治会の回覧等により情報提供を行った(発行回数:1回、発行部数:約1,700部)。		市民への啓発の機会となるフォーラムの開催や、男女共同参画の先進企業への視察の実施、情報誌の発行等を行い、男女共同参画に対する市民意識の醸成に寄与したため。			

(20) 国や都、他の自治体、関係機関との連携

施策の全体評価…B

取組みNo.	88・89	担当課	政策室	評価	B
取組内容		評価理由			
国や都、他自治体等が発行した資料等について、庁舎2階男女共同参画コーナー等に配架し周知を行った。また、市町村連絡会等へ参加し、講座「男女共同参画や女性活躍推進における事業者へのアプローチ方法」の受講や情報交換を行った。		男女共同参画の実現に必要な各種資料等について、国や都、他自治体からの情報を周知することで、一人ひとりが自分ごととして参画していくことへの意識付けにつなげたため。			

(21) 市役所における男女共同参画の実践

施策の全体評価…B

取組みNo.	90	担当課	政策室	評価	B
取組内容		評価理由			
職員を対象とした人権・男女共同参画推進に資する研修について、「男女共同参画、女性活躍推進とは何か」、「男女共同参画の現状」、「男女共同参画社会、女性活躍の実現のために必要なこと」等をテーマに講義動画の視聴形式で実施した。		男女共同参画について研修を通して学ぶことで、誰にでも当事者となりうる問題として感じてもらい、人権侵害等が行われることのない職場環境づくりへの意識付けをすることができたため。			

取組みNo.	90・91・92・93・94・95	担当課	職員課	評価	B
取組内容		評価理由			
令和3年度育児休業取得率は、男性70% 女性100% (男性100%、女性100%) 令和3年度有給休暇取得平均日数は、12.8日 (11.8日) 令和3年度時間外勤務平均時間は、125.8時間 (115.1時間) ※括弧内は令和2年度実績 また、絶対退庁時間を超えて勤務する場合及びノー残業デーに超過勤務をする場合に当日午後4時までに職員課長に事前の申請書を求める制度を引き続き実施した。 令和4年度は、女性の一般技術職(土木)を1人新規採用した。 また、女性職員のメンター制度については制度実施の調整をし、さらに全管理職を対象にハラスメント防止講演会をオンデマンド方式で実施し、管理職のほか、各課からの公募職員30人が受講した。		育児休業取得率が向上し、時間外勤務平均時間が減少し、また、男性保育士の採用、女性管理職の登用により、市役所における男女共同参画が推進されているため。			

4. 狛江市男女共同参画状況

○政策方針決定への女性の参画状況

(1) 議会

(令和4年4月1日時点)

	議員数	女性議員数	女性議員の割合
市議会	20	9	45.0%

(2) 委員会等

(令和4年4月1日時点)

	委員会等数	女性委員を含む委員会等数	女性委員を含む委員会等の割合	委員数	女性委員数	女性委員の割合
行政委員会	5	2	40.0%	25	4	16.0%
附属機関等	42	39	92.9%	473	159	33.6%
公募市民委員	—	—	—	126	68	54.0%

(3) 職員

(令和4年4月1日時点)

		事務系	福祉系	技術系	技能系	全体
管理職	全体	53	5	12	—	70
	女性	6	5	1	—	12
	女性の割合	11.3%	100.0%	8.3%	—	17.1%
係長職	全体	47	11	12	3	73
	女性	13	9	4	1	27
	女性の割合	27.7%	81.8%	33.3%	33.3%	37.0%
主事・主任職	全体	182	63	33	17	295
	女性	95	54	22	14	185
	女性の割合	52.2%	85.7%	66.7%	82.4%	62.7%

※技能系の管理職枠は設置されていないため、計上なし。

5. 狛江市人権・男女共同参画推進本部の設置及び運営に関する要綱

令和3年7月29日

要綱第120号

(目的)

第1条 この要綱は、人権及び男女共同参画に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、狛江市人権・男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 本部は、人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例（令和2年条例第3号）及び狛江市男女共同参画推進計画の総合的な推進を図るため、人権・男女共同参画施策の全庁的な調整及び進行管理を行う。

(組織)

第3条 本部は、別表に掲げる職にある者（以下「部員」という。）をもって組織する。

2 本部長は、市長とし、会務を総理し、本部を代表する。

3 副本部長は、副市長及び教育長とし、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 本部は、本部長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 本部は、部員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 本部の議事は、出席部員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 本部長は、必要に応じて部員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 本部の庶務は、企画財政部政策室において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部設置要綱の廃止)

2 狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部設置要綱（平成22年要綱第89号）は、廃止する。

別表（第3条関係）

市長
副市長
教育長
企画財政部長
総務部長
市民生活部長
福祉保健部長
子ども家庭部長
環境部長
都市建設部長
議会事務局長
教育部長

6. 狛江市人権・男女共同参画推進庁内委員会の設置及び運営に関する要綱

令和3年7月29日

要綱第121号

(目的)

第1条 この要綱は、人権及び男女共同参画に係る施策の検討及び推進に関し、庁内関係部署の調整を図るため、狛江市人権・男女共同参画推進庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例（令和2年条例第3号。以下「条例」という。）及び狛江市男女共同参画推進計画（以下「計画」という。）に係る検討及び施策の推進に関する事。
- (2) 条例及び計画の進捗状況等に関する事。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者（以下「委員」という。）をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長は、企画財政部長とし、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、政策室長とし、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画財政部政策室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
(狛江市人権施策推進連絡会設置要綱の廃止)
- 2 狛江市人権施策推進連絡会設置要綱（平成15年要綱第66号）は、廃止する。
(狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議設置要綱の廃止)
- 3 狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議設置要綱（平成22年要綱第90号）は、廃止する。

別表（第3条関係）

企画財政部長
政策室長
秘書広報室長
安心安全課長
職員課長
地域活性課長
福祉政策課長
福祉相談課長
高齢障がい課長
健康推進課長
子ども政策課長
子ども発達支援課長
指導室長